

新型コロナウイルス感染症の第5波による感染が急速に拡大しております。長崎県内の感染段階はステージ3へ引き上げられ、「警戒警報」が発令されました。長崎県においては県外関連の感染者が急速に増加していることから、関係者の当院訪問につきましては下記の内容を遵守するようお願いいたします。

記

1. 不要不急の訪問は控えること。
2. 自己の体調管理に努め、同居家族の体調も確認したうえで訪問すること。
また、訪問（勤務）の前2週間に以下の症状が出た場合は速やかに報告すること。
 - ・発熱（37.5℃以上）
 - ・味がわからない
 - ・息苦しい
 - ・鼻水
 - ・咳
 - ・匂いがわかりにくい
 - ・下痢症状
 - ・だるい
 - ・頭痛
 - ・のどの痛み
3. 体調が悪い場合は訪問しないこと。
4. 県外との不要不急の往来を自粛すること。
他県にお住まいのご家族等へ、不要不急の来島は極力控えいただくよう呼びかけること。
5. 県外での会食は控えること。
6. 普段一緒にいる家族や同僚以外との会食は極力控えること。
飲食店を利用する場合は、感染防止対策が徹底された店舗（長崎県第三者認証制度の認証飲食店）を利用し、飲食中でも、会話をするときにはマスクを着用するなど感染防止対策を徹底すること。
7. やむを得ず県外の方が当院を訪問する際は、事前に誓約書を提出すること。
また、訪問の前2週間の体調管理の記録を開示すること。
8. 日常生活においても基本的な感染防止対策を実施すること。
 - ・マスクの着用、手指消毒の徹底、密の回避、共用部分への接触注意
9. 新型コロナウイルス感染症に対する長崎県の情報及び新型コロナウイルス感染症に関する長崎県知事の記者会見をこまめにチェックし、新型コロナウイルス感染予防に努めること。

令和3年8月5日
長崎県五島中央病院長



誓約書のダウンロードはこちら